

第1回 幕別町次世代育成支援対策地域協議会次第

日時：平成23年2月28日（月）午前10時

場所：幕別町保健福祉センター研修室

1 開会

2 協議事項

(1) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について

(2) 子どもの権利に関する条例について

3 その他

4 閉会

○H22年度「幕別町子どもの権利に関する条例」説明会開催状況

月日	説明時間	団体名等	場所
4/14	13:45～14:05	民生委員・児童委員協議会	保健福祉センター多目的ホール
4/16	15:05～15:20	課長連絡会議	町民会館2階講堂
5/20	10:00～12:00	公区長会議	〃
5/25	9:30～9:45	学校長会議(14人)	教育委員会会議室
5/27	19:00～19:35	住民説明会(保福職員のみ)	保健福祉センター多目的ホール
5/28	19:00～19:30	〃(原田・鯨岡・浜頭+保育士4)	福寿多目的ホール
5/31	19:00～19:50	住民説明会(桑谷(人権擁護委員)石川(伯人校長)甲谷)	札内福祉センター講座室
6/3	19:00～19:25	第1回保育士研修会	さかえ保育所遊戯室
6/6	10:00～10:40	住民説明会(亀田・酒井・吉本・中川(協議会委員))	札内福祉センター講座室
6/29	18:50～19:15	幕別中ブロック学校運営協議会	町民会館2F研修室
7/1	18:50～19:15	札内中・札東中ブロック学校運営委員会	幕別町百年記念ホール
7/5	19:20～19:45	糠内中・忠類中ブロック学校運営委員会	駒島公民館
9/2	19:00～20:15	荒牧重人講演会	幕別町百年記念ホール
9/28	10:00～12:00	出前講座(新日本婦人の会)	札内東コミセン
9/29	15:30～16:00	町青少年問題協議会	百年記念ホール特別会議室

○条例の周知

月	周知方法	備考
5	広報まくべつ5月号に掲載 「平成22年7月1日から子どもの権利に関する条例を施行します」	○ 内容 ・ 制定までの経過 ・ 条例の目的及び概要 ・ 住民説明会の日程
5	人権擁護委員に条例のリーフレット及び逐条解説を持参配布	○ 幕別町の人権擁護委員：6人
6	広報まくべつ6月号に掲載 「平成22年7月1日から子どもの権利に関する条例を施行します」	○ 内容 ・ 条例第4条～第8条「子どもにとっての大切な権利」の説明 ・ 条例第9条～第13条「子どもの権利を保障する大人の責務」の説明
6	広報まくべつ6月号とともに、条例のリーフレットを配布	○ 配布部数 10,470部 ※ 印刷部数 12,000部
7	広報まくべつ7月号に掲載 「平成22年7月1日から子どもの権利に関する条例を施行します」	○ 内容 ・ 条例第14条～第19条「子どもに関する施策の推進」の説明 ・ 虐待、いじめ、体罰等の相談窓口
-	町ホームページに条例に関する情報を掲載	○ 掲載内容 ・ 条例及び逐条解説 ・ 講演会記録 ・ 条例のリーフレット ・ 次世代育成支援対策地域協議会会議録等 ・ 子どもの権利について

○その他の動き

月日	時間	団体名等	場所
7/15	13:45～14:05	北見市留辺蘂自治区民生委員・児童委員研修	保健福祉センター研修室
7/21	13:50～15:57	士別市職員視察	保健福祉センター研修室

○幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例

平成21年3月25日条例第10号

幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例

(設置)

第1条 幕別町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、幕別町次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第8条に規定する市町村行動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に規定する計画の推進に関すること。
- (3) 子どもの権利に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の推進のために必要なこと。

(組織)

第3条 地域協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 地域協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 地域協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 地域協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 地域協議会の庶務は、民生部こども課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

No.	氏 名	団 体 名 (委嘱当初)	備 考
1	みの しま しげる 蓑 島 茂	幕別町民生委員協議会会長	会長 (次世代育成支援対策地域協議会条例第4条)
2	ち ば ともしこ 千 葉 智 子	幕別町商工会女性部部長	副会長 (同条例第4条)
3	さい とう つよし 斉 藤 剛	幕別町PTA連合会副会長(幕別中PTA会長)	識見を有する者 (同条例第3条)
4	たか はし かず お 高 橋 一 男	忠類中学校PTA会長	識見を有する者 (同条例第3条)
5	く ぼ みほこ 久 保 美穂子	幕別幼稚園父母の会副会長	識見を有する者 (同条例第3条)
6	あら き あきこ 荒 木 彰 子	おひさまクラブ(子育てサークル)代表	識見を有する者 (同条例第3条)
7	さい とう ひろし 斉 藤 博	幕別町校長会会長(幕別中学校校長)	識見を有する者 (同条例第3条)
8	つつ ぶち けん じ 筒 洸 健 司	公募(幕別町青少年問題協議会委員)	公募による者 (同条例第4条)
9	なか がわ ナ ヨ 中 川 ナ ヨ	公募(幕別町青少年問題協議会委員)	公募による者 (同条例第4条)
10	くに やす みず き 國 安 瑞 紀	幕別町民生部保健課健康推進係(保健師)	識見を有する者 (同条例第3条)